

新型コロナウイルス感染症応人材バンクの運用について（令和2年度概要）

1. 新型コロナウイルス感染症に係る人材バンク活用の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生することが課題となっており、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、更なる保健所体制の体制整備が求められている。

都道府県内の緊急時の対応を可能とするため、厚生労働省では、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和2年9月25日（健健発0925第1号・健感発0925第1号・総財調第25号）により、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設することとした。

感染拡大時において、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の保健所で保健師等の専門職が不足した場合の支援協力については、原則として、感染が拡大している都道府県内で職員の派遣を調整することとなるが、当該都道府県内における職員の派遣だけでは対応が困難となる場合は、人材バンクに登録されている人員の活用を可能とするものである。

なお、さらに感染が拡大し、人材バンクに登録されている人員の活用だけでは対応が困難な場合は、「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」（令和2年11月2日（健健発1102第1号））により、当該都道府県の応援要請に基づいて、感染が拡大している都道府県以外の都道府県、保健所設置市・特別区その他市町村の職員が応援派遣されるものである。

2. 人材バンクの枠組

（1）登録名簿について

人材バンクに登録されている名簿は、以下のうち、感染が拡大している都道府県等において保健所支援への協力が可能な専門職で構成されている。

- ① 大学教員等で構成される公衆衛生に関する関係学会・団体に所属する会員
- ② 保健師・管理栄養士等で構成される中央の関係団体の会員
- ③ 各都道府県が都道府県の関係団体や大学教員等から確保している支援協力者

なお、②と③は令和3年度より運用予定。

（2）名簿の活用について

- ① 感染症の流行が拡大している都道府県内で、当該都道府県内における支援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、人材バンクに登録されている支援協力者に当該都道府県内の保健所等への支援の協力を依頼する。支援協力者は保健所等において保健所長等の指揮のもと、支援業務を行う。なお支援協力を強制するものではない。
- ② 支援協力者の活動期間は、支援協力依頼を行う都道府県と支援協力者と協議の上、柔軟に設定できるものとする。

3. 平時

(1) 非常勤職員の任用について

- ① 都道府県等は、感染拡大時に備え、あらかじめ、給与水準等任用に必要な事項について関係部局と調整を行い、速やかに任用できるよう準備しておく。
- ② 都道府県は、保健所設置市及び特別区の非常勤職員としての任用等について、その調整等に積極的に関与するとともに、都道府県内で複数の保健所等で支援協力者の活用が求められることも想定されることから、重複しないで円滑に任用できるよう支援協力者について把握しておく。

4. 感染拡大時

(1) 支援協力者の決定

- ① 感染症の流行が拡大している都道府県等は、当該都道府県内における支援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、人材バンクに登録されている支援協力者に当該都道府県内の保健所等への支援の協力を依頼する。
- ② 支援が必要な期間、活動場所及び具体的な業務内容（濃厚接触者との接触の可能性など感染リスクの有無を含む。）等を確認し、それらを支援協力者に提示し、協力を依頼する。

5. 費用と補償（以下は、令和2年度の内容）

(1) 費用について

支援協力者の派遣に際して負担する費用、給与等については、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の感染症対策専門家派遣等事業の交付対象となる。

なお、令和2年度一般会計補正予算（第1号）において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設された。会計年度任用職員等を採用してこれらの業務に従事させる場合又は既存の職員の業務内容を見直してこれらの業務に従事させるとともに会計年度任用職員等を採用して既存の業務の一部に従事させる場合における会計年度任用職員等の人件費に充当することも可能である。

(2) 公務災害補償の取扱い

非常勤職員である保健師等の災害補償については、当該非常勤職員が労働基準法別表第一第十三号に規定する病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業に従事するものと位置付けられることから、労働者災害補償保険法に基づき実施することとされている。

非常勤職員である保健師等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合にあっては、令和2年4月28日付けで発出された厚生労働省労働基準局補償課長通知（基補発 0428 第1号）に基づき、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場

合には、労災保険給付の対象となる。なお、具体的な取扱いについては、同通知の記の2による。

6. 令和3年度以降について

令和3年度以降の運用は、令和3年2月頃に要領を発出予定であるとともに、人材バンクの学習用の教材も併せて提供予定である。